

公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の各事業年度の 業務の実績の確認指針

令和7年6月

1 趣旨

公立大学法人神奈川県立保健福祉大学（以下「法人」という。）にかかる各事業年度における業務の実績の確認は、以下に示す基本方針及び方法等により実施する。

2 基本方針

- (1) 中期目標の達成に向けて、法人の中期計画の事業の進捗状況を確認する。
- (2) 県民への説明責任の観点から、確認を通じて、中期目標の達成状況や業務の実施状況を分かりやすく示す。
- (3) 法人の組織・業務運営等に関して改善すべき点を明らかにすることにより、法人運営の質的向上に資する。

3 確認方法

(1) 事業報告

法人は、地方独立行政法人法及び地方独立行政法人法細則に定めるところにより各事業年度に事業報告書を作成する。事業報告書には、地方独立行政法人法細則により定められた事項のほか、法人の総括と課題、中期計画の項目ごとの取組内容及び特記事項を記載する。

ア 法人の総括と課題

事業年度における法人業務全体の実施状況を総括する。

イ 中期計画の項目ごとの取組内容と特記事項

項目ごとに、事業年度における取組内容について、取り組んだ過程と成果を記載する。

また、特色ある取組、優れた実績をあげた取組、改善を行った取組及び遅れている取組とその理由等を記載する。

(2) 評価委員会による確認

神奈川県公立大学法人神奈川県立保健福祉大学評価委員会（以下「評価委員会」という。）は、法人から提出された事業報告書等を基に、法人からのヒアリングを実施するなど調査・分析のうえ、事業の取組内容について確認を行う。

この確認は、事業報告書に記載されている各項目の事業の進捗状況及び成果等について、中期目標達成に向けた実施方法等の妥当性などについて、中期計画に

記載された評価指標を参照のうえ、総合的に行う。また、特筆すべき点や改善すべき点等があればコメントを付すとともに、必要があるときは、法人に対して業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

4 確認の進め方

(1) 事業報告書の提出【6月末】

法人は、地方独立行政法人法の定めに則り、各事業年度終了後3か月以内に、事業報告書を県に提出する。県は、提出された事業報告書を、各評価委員へ遅滞なく付議する。

(2) 評価委員会による確認の実施【7月～8月】

評価委員会は、提出された事業報告書等をもとに、法人からのヒアリングを実施するなど調査・分析のうえ業務実績等の確認を行い、特筆すべき点や改善すべき点等があればコメントを付すとともに、必要があるときは、法人に対して業務運営の改善その他の勧告をする。

(3) 事業報告書の議会への提出【9月】

知事は、評価委員会による確認を受けた事業報告書を、財務諸表等と共に、議会に報告する。